介護予防・生活支援サービス
第１号訪問事業（元気あっぷ訪問サービスＳ・Ａ）契約書別紙（兼重要事項説明書）

Ｒ6.6.1 現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人加須市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	〒３４７－００３３　加須市下高柳1932番地1
代表者（職名・氏名）	会長 角田 守良
設　立　年　月　日	平成２２年４月１日
電　　話　　番　　号	０４８０－６２－６４５１

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	加須市社協騎西ヘルパーステーション	
サ ー ビ ス の 種 類	第１号訪問事業（元気あっぷ訪問サービスＳ・Ａ）	
事 業 所 の 所 在 地	〒３４７－０１０５　加須市騎西36番地1	
電　　話　　番　　号	０４８０－７０－２８１６	
指定年月日・事業所番号	平成３０年４月１日指定	１１７３８００６１４
管 理 者 の 氏 名	根岸　美由紀	
事 業 の 実 施 地 域	加須市	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防・生活支援サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

第１号訪問事業（元気あっぷ訪問サービスＳ）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるため介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院･外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

第１号訪問事業（元気あっぷ訪問サービスＡ）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

５．営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除きます。
営業時間	午前８時３０から午後５時１５分まで 電話等により、営業時間を越えた可能な範囲での連絡体制を確保します。ただし、諸般の事情により特に上記以外の時間で援助が必要と認める場合に限り、可能な範囲において対応するものとします。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
訪問介護員	常勤1名　登録ヘルパー10名
従事者	11人

７．サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	根岸　美由紀

８．利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として負担割合証に記載された割合の額</u>です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（１）第１号訪問事業・元気あっぷ訪問サービスＳの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型サービスⅠ	週１回程度の訪問型サービスが必要とされた者	12,254円／月	1,226円	2,451円	3,677円

（１月につき）	（事業対象者･要支援１・２）				
訪問型サービスⅡ（１月につき）	週２回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者･要支援１・２）	24,477円／月	2,448円	4,896円	7,344円
訪問型サービスⅢ（１月につき）	週3回程度の訪問型サービスが必要とされた者（事業対象者･要支援２）	38,835円／月	3,884円	7,767円	11,651円

【加算】
以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合	2,084円／回	209円	417円	626円
生活機能向上連携加算（１月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,042円／月	105円	209円	313円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)※	当該加算の算定要件を満たす場合	所定単位数 18.2%×地域区分	左記の1割	左記の2割	左記の3割

（注）※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（２）第１号訪問事業・元気あっぷ訪問サービスＡの利用料

【基本部分】

サービスの区分	基本利用料（1回あたり）	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
通常のサービス ４５分以上６０分未満	2,293円	230円	459円	669円
短時間のサービス ２０分未満	1,397円	140円	280円	420円
初回加算	2,084円	209円	417円	626円

（３）キャンセル料

キャンセル料は不要です。あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合には前日の１６時までにご連絡ください。

（４）支払い方法

上記（１）の利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等

現金払い	担当の訪問介護員が集金に伺います

９．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の緊急連絡先へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	（　　） －　　－

１０．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び加須市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１１．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０４８０－６２－６４５１ 面接場所　当事業所の相談室

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	加須市高齢介護課	電話番号　０４８０－６２－１１１１
	埼玉県国民健康保険団体連合会	電話番号　０４８－８２４－２５６８

１２．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為及び医療補助行為
② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和　　年　　月　　日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事　業　者　　所在地　　埼玉県加須市下高柳 1932 番地 1
事業者　　社会福祉法人加須市社会福祉協議会
代表者　　会長　角田 守良　　印

事　業　所　　所在地　　埼玉県加須市騎西 36 番地 1
事業者　　加須市社協騎西ヘルパーステーション
説明者　　根岸　美由紀　　印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利　用　者　　住　所　加須市
氏　名　　印

代　理　人　　住　所
本人との続柄
氏　名　　印